

災害と人権

7月上旬、九州地方を豪雨が襲い、大分県でも日田市や由布市で河川が氾濫して大きな被害が出ました。国東市でも避難勧告が出され、避難所に避難した人もいました。最近では、毎年のように全国各地で台風や豪雨による水害、地震や火山噴火、猛暑などの自然災害が発生し、私たちの暮らしは災害との関係抜きに語れなくなり、害防止や緊急対応の情報や施策、非常用の防災グッズなどに頼るだけでなく、多くの市民の皆さんにとって経験したことのない未知の避難生活について「心の準備」も十分にしておく必要があるのではないのでしょうか。

災害が発生すると、被災したすべての人の身の上に人権上のいろいろな問題が起きる危険性があります。災害時は日ごろの生活では感じることのない不安感やストレスを感じ、誰もが精神的に追い詰められ、周りを顧みる余裕がなくなってしまう。私たちは自分に余裕がなくなるとき、心に障がいがあり避難が困難な人、支援を要する高齢者、言語・文化・生活習慣の異なる外国人、土地勘のない観光客や旅行者、避難所での生活が困難な妊婦さんや乳幼

児、病气やストレスに抵抗力の弱い子どもなど、特別な支援や配慮が必要な人たちの人権を侵害する可能性があります。そこで、普段から災害時において、どのように対応すればよいかを考えておく必要があると思うのです。

現在、国東市では福祉課や高齢者支援課、まちづくり推進課、政策企画課などを中心に市民一人ひとりがお互いの個性や違いを認め合い、思いやりの心をもつ「心のユニバーサルデザイン」や「心のバリアフリー」を常に心がける福祉のまちづくりを推進しています。相手の立場に立つて思いやりのある行動をする、誰もが住みやすいまちづくりをめざすなど、日ごろから困っている人がいれば配慮できる気持ちを持つことが大切で、その気持ちが災害時にも生かされるはず。

誰かの人権が侵されるといことは、自分の人権も侵される可能性があるということです。災害の時こそ一人一人の日頃の人権感覚や人権意識が問われます。誰もが暮らしやすい国東市をめざして、思いやりや優しさ、助け合いの心など自分の思いを行動に移しましょう。

(文責：武蔵分室 伊藤尊和)

高齢者の人権あんしん相談強化期間

高齢者に対する暴行、虐待、いやがらせなど、高齢者に関する人権問題で悩んでいませんか。ぜひ話を聞かせてください。どうすれば解決できるか、一緒に考えます。

日時 9月15日(火)～17日(木)
午前9時～午後4時
電話番号 0570-003-110 (相談無料、通話料有料)
※自動でお近くの法務局につながります
担当者 人権擁護委員、法務局職員

皆さんの困りごと解決のお手伝いをします

～人権擁護委員にご相談ください～

人権擁護委員は、皆さんからの人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、法務局と協力して人権侵害から被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

市内には15名の人権擁護委員がいます。困りごとや心配ごとがありましたら、お気軽に人権擁護委員までご相談ください。

(令和2年7月1日現在)

住所	氏名	住所	氏名
国見町	藤原 和彌	武蔵町	岩光 侃
	伊美 哲二		畔地美恵子
	田本ひとみ		有次 久恵
国東町	橋本 素子	安岐町	高橋 信也
	中井 成美		宮崎 幸
	丹羽 秀道		服部 伴夫
	一丸 久子		藤原 康子
	志丸恵美子		

例えば、こんなことで困っていませんか

配偶者からの暴力、離婚問題、家族からの虐待、学校でのいじめや体罰、ネット上でのプライバシー侵害、職場でのセクハラ、ご近所トラブル(境界問題、いやがらせなど)、新型コロナウイルスに関する人権侵害(感染者や医療従事者への誹謗中傷など)

誰かに話すことで、解決の糸口が見えてくる

人権擁護委員になって7年目です。人権相談というと少し堅苦しく感じるかもしれませんが、困ったことがあれば何でも相談いただいて構いません。困っていること自体に、何らかの人権侵害が潜んでいる可能性があるからです。

問題を一人で抱え込んでいては、いつまでも苦しいだけ。誰かに話すことで、解決の糸口が見えてきます。どうぞお気軽にご相談ください。



人権擁護委員 服部 伴夫 さん(安岐町塩屋)

【問合先】 杵築人権擁護委員協議会 ☎0978-62-2271
人権啓発・部落差別解消推進課 ☎0978-72-0354